

2022年10月1日

取引先各位

株式会社森本組

適格請求書発行事業者登録番号
弊社番号の通知および登録番号等ご報告のお願い

拝啓 貴社ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

頭書の件、2023年10月1日より、複数税率に対応した消費税の仕入れ税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入が予定されており、管轄の税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入れ税額控除の要件となります。

つきましては、弊社とお取引先様の間におきまして、適格請求書発行事業者登録番号の相互の認識および登録済みの課税事業者かどうかの確認が必要と思料致しております。

そこで、大変恐縮ではございますが、弊社の適格請求書発行事業者登録番号を通知するとともに、貴社の登録番号等について、ご報告していただきますようお願い申し上げます。

なお、貴社登録番号をご報告していただく方法については、後日改めてご案内申し上げます。

敬具

記

1. 弊社登録番号

T 7 1 2 0 0 0 1 1 0 6 6 3 7

【インボイス制度について】国税庁 HP より

(概要) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

(免税事業者さまへ)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>

(問い合わせ先)

経理部経理課

〒541-8517 大阪府大阪市中央区南本町二丁目6番12号

TEL 06-7711-8804 FAX 06-7711-8825

担当：西山 伊藤

以上